柳營秘鑑

前編

一

部類	
登錄番號	218
現在冊數	20
欠冊數	0
函架番號	16
冊數番號	
備考	

73
6629
1

門 ワ13
號 6629
卷 1

早稲田大學圖書館
昭28.3.6 受
藏書

寛保 秘藏京始叙例

御尚家法教の
やゝ法ありし 温鶴を考へ
ゝを四例
れもり 下の百り一つを 霧に筆者記せるよ 法令れ 右大将
家武家れ 云ひを 拠り 逆 稱使の号 ありしよ 室町将軍
家六代を 武百 多 其れ世の 毒 吳 れたり人ハ 大霸の
勢ひよ 繁く 恵仁 り 戦 よ 入 あ き つ も り ゝ ち
下よ 平 ら 開 白 家 天 下 を 并 吞 ら し ハ 蛟 蒼 れ 氣 之 今
當世法 の教を 物 ら ま ま ま す ゝ ゝ 刻 漢 書 尾 の や し 漢
よ ら 紀 れ 論 業 を 之 ま ま し ら を 京 れ を 平 を 成 し ま ま ゝ
ゝ ま よ ま ゝ 寛 仁 大 度 の 仰 恵 ゝ ま ま ハ 行 ゝ 三 百 年

社治を書こせ人日なと上世ハ知ル百々年れ幽冥を法
ゆ文華国者て冥ハ荒ゆ[illegible]ゆ[illegible]も云き伊世万歳の
[illegible]程ハり
東照大神天れ改を絶さ多ひしくうり
名徳ゆ云混国の原[illegible]ゆ変ゆ[illegible]ゆ[illegible]れ万家百々年程
ゆ伊代の例ー業寺家ハ記せ[illegible]文ゆ濃まて柳
伊者家国ケ東ゆ利望れ後ゆ恵ゆ永年ゆを[illegible]ゆ[illegible]を
細川云有幽斎ゆ室町家の礼法を問せゆひ様も[illegible]我又れ
[illegible]古礼を[illegible]ゆ[illegible]ゆ万家れ記節を徳ゆ[illegible]ゆ
徳川伊代の伊教法を問ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

用ひ[illegible]ゆ[illegible]を[illegible]ゆ四份の[illegible]ゆ[illegible]れ甲斐伊対ゆ
武田の家法ゆ[illegible]ゆ伊伝授ゆ[illegible]ゆ[illegible]関東伊対ゆ[illegible]ゆ小笠原家
ゆ法ゆ[illegible]ゆ伊用ひ[illegible]ゆ忽ちゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ貴れ伊[illegible]
方ゆ[illegible]ハ恒きのゆて[illegible]ゆ又大坂[illegible]ゆ[illegible]
戦国の世ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ　大[illegible]ゆ[illegible]威[illegible]
云ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ出伊ゆ
も[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
出伊ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]ゆ伊て恒例の出仕伊[illegible]ゆ[illegible]ゆ上法系門
云礼[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆハ来年衣冠の[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

に至りの八王子人うち[illegible]上杉氏の[illegible]を開たり八王子を
を[illegible]陣所十の九つハ小田原領内[illegible]
所[illegible]中[illegible]より[illegible]を[illegible]て[illegible]武蔵江戸より[illegible]
城[illegible]なり[illegible]法人[illegible]さ[illegible]より[illegible]時より江府の地東ハ遠く[illegible]
千葉の[illegible]中[illegible]屋敷[illegible]ハ[illegible]町[illegible]も別[illegible]
[illegible]南ハ又廣大の[illegible]東武蔵[illegible]より[illegible]
[illegible]も[illegible]と一[illegible]を[illegible]人の[illegible]城[illegible]
城ハ今の[illegible]城ハ[illegible]九中の[illegible]より内[illegible]西の[illegible]
[illegible]二曲輪[illegible]深[illegible]の[illegible]中[illegible]八[illegible]
[illegible]城[illegible]

以上枝[illegible]定改の[illegible]田資[illegible]入[illegible]
又景武[illegible]川の[illegible]より[illegible]吳[illegible]の[illegible]
[illegible]始む[illegible]東より[illegible]大河[illegible]川[illegible]
[illegible]ハ入[illegible]東[illegible]の[illegible]中より[illegible]
[illegible]法[illegible]を[illegible]入[illegible]て[illegible]城[illegible]
[illegible]も[illegible]器[illegible]の[illegible]之[illegible]
[illegible]名城[illegible]と[illegible]て[illegible]
て[illegible]と[illegible]名[illegible]
方より[illegible]双の[illegible]を[illegible]
富士ハ[illegible]の[illegible]

百余の地さしと合こ月ち名うわ武蔵北部ハ二ヶ
国外張もなし品川の西帆船田の多摩川田の右流さち
の所民屋船よりこ流業ちれ寄場林ちり弘ハうをを
ちれ晩鐘ちかむこ以前ちの西側れ乙東又ハ浜ヶ谷石
杜湾の桃原もさなうれ品川ちれ資ち浦ちう
嘉永以前もこうり夕これ元より長き武蔵北部東
武蔵ハ杉本をく浦ちく富士の高根を彩ちまそうう
和ち富士元指と称しこ平以ってて東ち山の俗称を
作り遠りり三浦新編風土記 荏原郡三浦郷の書 より元りし資ち
ちりいお多くの城を築さうり高城より皆くこ及ち浦さ

ちれ以ひうり今ち又扇ヶ谷屋敷十四軍ちりしの資ちよ
余して武蔵川越記波の城を今の川越こ言の仁ち移し築
かむ小の方より行きれ作代ちう浦元ちう三浦三郎の
作初ちう神殿ちは扇を合き荘厳ごし洞ち市貴扇をく
神殿ごこ神殿郎ち初ちし扇ハ洞を殺ち物のまこハち
城ちう弟に洞を助ちいうちく諏を魔ちしと法人ち義
しりう三浦三郎のちれ門外遠ち並本の楼ち六ち山郎
右をれちう場を物ち鶴しし鶴浦ちう渡ち屋塔くちしち本
ちう鳴ちくちれよ

三浦郡田のその屋れ一行ち黒の言ち義ち鳴ちり

しが分を張り古宮よりも多くこれを頒ち又山川城の城より
転じて南氷川大明神社を武蔵国足立郡氷川大
明神と称し勅祭勅使ありしも大宮の神八日市神社集神武蔵
武神名帳に見えたりと境内武蔵御嶽城を伝説に
古来より業平朝臣此所に来り山川城氷川の社を造
中村の廟下に遷して云伝に業平書写下向に伝えし御霊を
設けるものの祭神武蔵武尊なり幸なのいまし是を実に
西に付字伝八幡社 後小藤武蔵川越より 今社を再興す 南方紀波
平和山交より山王の社を文明年中乗瀧河戸の城へ移
波の山より三宮社を河戸年河へ勅遷す 山王今八永田町天神

類町より移り
ます由なり

門十年六月六日氷川の社より城へ移戸明神
を四宮から移り又神田社牛頭天王兼別当大明神八幡宮別当
社と門神社と河戸氷川是此者今伝教一多人皇
伝教一つの器を移るといいて是伝教一別当大明神を
大己貴命玉津神を祭る 伝教一多人皇
東照宮御天正十八庚寅年八月朔日小田原より御移
後河戸より移を南城殿国征夷大将軍九月十日より
此城より移り乃ち今の社殿なり 城地
七月四日より城の西より内度会氏天神社
を建て地割をなし 伝を建て

日よ[illegible]ハ[illegible]ハ多大の高流地形をしけれと　此家よりの
此者ハ云く大面高井之[illegible]　西下と名付り此家迄の本ハ
をやうさ下を掘り又日本武尊より八龍行月を此経賀矢
ハ鹿を掘り高林と称せ此所迄の名ハ因
[illegible]ハ掘り此所より所と云ふ迄の名ハ因
除の堤を築く若果れ水を義之ハ[illegible]　社入の川を
掘をこれを以て地形を[illegible]　五所屋敷新築之方ハ
代屋敷を掘りれハ[illegible]　若果を変して[illegible]
宅と如此到へ[illegible]の上高拓ふ[illegible]
此所より[illegible]　[illegible]

地を開き田畑うてさしの武蔵邦是又作元地
以ハ数者儀うて民百を[illegible]ハいかと大
地を廣者言宅を[illegible]
[illegible]使役[illegible]

此家やしの始ふて[illegible]
爲凡光廣中院在村[illegible]
又者ふを武蔵邦ハ[illegible]中ふ祖父ふ病ふて
[illegible]
しされハ人王十二代[illegible]
[illegible]

山の堺ひとうりけるの人をつれさけさる仮をよ掘れた
ぶも犯りと承今大将軍うて東夷王命を受て
をんうあるを下打り孫くハ山嶽の神祇宮をちう人して
月ゑ武の武をを嶽のとるを宮を荒ゆく山神をう
あ武をを荒めし宮荒れ出ぬれハ又宮を武荒とをうる
ぞ人奴行ゆく三年を過うれハ今ハをや武をを表宮を
ぞ宮ひしうう武荒出ぬう彼嶽ハ新宮荒元海筆也
つくゆえを勅使をうゆえれ嶽をも拾う城を保元
年治の乱者永元屋ゆ戦ゆもひとの武士ぞ猶れしう雷
功をも孫ハせし孫ゆ又城をれを先天下の城一ぞれ

城一郭の城を者うを孫ひとの城天下れ城の拾ゆあ仆
ひとち地ハ宮祇お立てをあ仆つう先おハ地面ゆひとさ
高宮ゆ仮り孫さ下叫の孫ひハお茅者を宮ひ人の郭集う
お壁孫又孫の口ゆ荒ハ関うさハれ古孫の流れを表し孫
還ゆ巻路ハ石川を拾ゆさ石崖を表て崖の門をうし
石ハ山のをを猪を拾を武ゆ宮ひうう又天下ゆ城を城場
郭ハこつゆ言を叫つう城とをハお城をう又郭とをハお
城をう十宮ゆ宮の石を一つの濱地を孫く東孫石をを
茅孫ん又場しつハお城をう三四宮を孫て寄言を孫
く古孫古ゆの川ゆを拾の石ゆも利根川ゆ石川ゆ体の志め

[illegible]小田の方には常陸[illegible]をおりうして[illegible]
[illegible]地をも回りて[illegible]交をきわめて[illegible]
[illegible]城は[illegible]城は[illegible]
[illegible]天下の城は[illegible]
[illegible]法式を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
こしらへ柵を新たに構へられも世遠の弘法を世の費を[illegible]
かりそめの法令をもつれよりは代始めの
拘約の法令をもて寛文の時同じ古法を用ひられ改
[illegible]ハ法令を捨ハ代を作さり
[illegible]寛文初をもかるに和をそ[illegible]ハ美[illegible]
[illegible]法大に改り侵[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
又法度伯の妻子[illegible]
利[illegible]
[illegible]
[illegible]

移りかわり仍て竊に柳意秘抄と名付て門外不出家の秘
し部帝の御命を受むとりこう実に世間に士り陪臣
代償を受りまゝ此一書を熟読せば今日人と交り為
席を述くとい[illegible]ひとしくはあるべかゝ而情に
和を免れん者かゝむと云本

寛保三年癸亥雪秋尾州城南に富士と云く

寛保の文字出所を記す

國語 出周語 曰寛恕以保本也 註云本位也寛則得衆

寛保柳意秘抄目録

巻之一

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

巻之二

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

卷之四

一 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

卷之五

一 [illegible]
一 [illegible]
一 二月日光之儀 御後
一 三月上巳云[illegible]
上[illegible]

一 十月日光 御参詣
一 十月 御午

巻之六 文年御事覚下

一 六月山王参詣
一 七月七夕 蓮華会
一 八月八幡 放生
一 九月 高野日参詣
一 十月 玄松 放生
一 十一月
一 歌会

巻之七

一 御代替 御出馬 秋之 彼
一 初冬 京下 放生 御出馬
一 御初九 京 放生 歌会 月
一 交代 参会之
一 法大名 御 参詣 家
一 御代替 式目 大坂
一 御上 御作 稲場 市 家 御 御 人数 下云

巻之八

一 戸田 志摩 近 御 御 図 家 作 島

一小金中世段之薬物之伴同様事

一大納言様御内様御

一御生涯事

巻之九

一日之内社参之御列次之儀式

一京都御所内小金殿参之御列次之儀式

御事

一御生涯之内上覧之事

一御生涯参之事　御生涯

巻之十

一御所参拝之御行列次第

御上洛

一比叡山御参詣之御列次之儀式

御上洛

一東照宮御参詣之御列次之儀式

一松平甲斐守殿東照宮御参詣之儀式

以上

寛保折紙被遊御用紙　十尾

[illegible]

一 柳営秘鈔後編　　合部張紙
一 〃 拾遺　　〃 八冊
一 〃 後編　　〃 張紙冊
一 〃 続集　　〃 張紙冊
一 〃 追加　　〃 張紙冊
一 〃 新追　　〃 張紙冊
一 柳営御法度之部　　合部張紙冊
一 柳営御家之部　　合部張紙八冊

寛保柳営秘鈔巻之一

○徳川家御家之部

一 三万俵　　従之俵在中将　徳川家御番衆代
　　七万石高　　内五万石中将ヶ　　内五万石代　　内五万石中将ヶ　　内五万石代　　南天九ツ家
　　内五万石中将ヶ　　之ヶ高ヶ　　之ヶ高ヶ　　内五万石代　　内五万石代　　之ヶ高ヶ　　之ヶ高ヶ
　　右表向ハ内振式ハ未定大概徳川家ハ　　内五万石代　　内五万石代　　内五万石代
　　従之俵在中将　徳川刑部ハ家平代　　南天九ツ家
一 三ヶ高　大ハ　　内五万石代　　内五万石代　　内五万石代　　内五万石代
　　○徳川家
一 尾州　三万六十七万九ヶ高ヶ　　大納言様ハ尾州
　　内七万石　　従之俵　　尾張中納言家惰代　　南天二十七ツ家
　　徳川大三郎様家臣　　南天

一　内先祖尾張大納言義直ハ　東照宮の九男ニ御ハ信
水加賀守宗清女　初め八情の社人竹腰氏妹ニ生ル
元和元年　同八年甲辰ニ生ル　七歳ニ元服
従三位下右近衛中将　十二年尾張へ国替ニ成
よ七千石の法度ニ成　八歳ニ成り
寛永元年　従二位ニ成　右父の号を以て
称ス　十二の内府　十九ニ大坂
内府の旨ニ成　幕府ニ元和三ニ権中納言
寛永元ニ従二位大納言ニ成
ト言し　ス

一　紀州　従三位　大納言
内　光貞
従三位宰相　徳川常陸介宗頼ハ　大納言ニ成
従三位　紀伊中納言宗直ハ　参議ニ成
内　吉宗
従三位宰相　徳川常陸介宗頼ハ　参議ニ成
内　宗直ハ　東照宮の十男ニ御ハ
本名を吉宗　享保元　入道　献母ハ女ニ成七ニ代ニ成る内紀州
当主ニ成る　水戸ハ万石を賜ハる　三家の内ニ万石を
賜ハる　十一月　先ハ享保元　同月　元禄
下の宮ニ　教ハる　常陸介と号し　新田と名乗る　時ニ
大量之法新室と改め　十四ニ　水戸を捨て　強ニ
あ田を賜ハる　十七ニ　従三位宰相中将ニ　昇ル
内ニ　十量之元和元ニ　大坂　焼ル　内藤ニ　十四量ニ　して　初

陸奥国より水戸へ出ル人馬ハ従之信中
納言様御代紀伊様へ御家来ニ成ル者ハ
ハ[illegible]寛永三[illegible]より従之信様大納言様へ[illegible]
十一月十日迄ニ[illegible]
[illegible]紀伊様へ[illegible]

一 水戸之ニ 三万三千石 従之信 大猷院様 水戸宰相頼房 寛永十三年

一 此先祖水戸中納言頼房卿ハ 東照宮ニ十一男ニ[illegible]
[illegible]ニ成ル 民部の大輔[illegible]
[illegible]

十一[illegible]
を[illegible]
て三万石[illegible]
[illegible]
寛永三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 云方尾紀氏紀氏と云ふ者にて中古[illegible]し我ホ
ハ[illegible]つ越方城後にあると異下なるものとなれども
柳川にて八中納言列侯より八尾張光友に紀伊光貞に
[illegible]なる[illegible]なしかるに 云方家八支伊藤[illegible]の振
ハ[illegible]氏[illegible]下奥義[illegible]より用ゐの場[illegible]席[illegible]前
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]主院にて[illegible]
[illegible] 右軍[illegible]遊[illegible]後[illegible]威[illegible]
[illegible]と称[illegible]男[illegible]人ハ徳川と称[illegible]男及[illegible]
[illegible]ハ[illegible]と称[illegible]尾紀氏ハ[illegible]尾紀 初[illegible]中
[illegible]ハ[illegible]

紋[illegible]慶[illegible]紋或ハ[illegible]
式[illegible]ハ七[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

○越前國

一 英作 法山城之 三百石　　大炊寮 松平誠信ヶ丸寺
　　誠方郡編流　　従四位下　　市三郎五宗

右刀禰打之傘打揚獨足之者被令仕候ヶ丸寺之者共
武田信之新仕候ヶ丸寺之者共　　第弁者之者

家筋後　初ヶ丸　城之　　石倉院に者　　第弁者之者
被為仕候ヶ丸寺之者共　　也城之

一 越前国之 三十万石　　太内所
　　従四位下九州侍　　松平忠直侍　宗雅
　　市三郎三十宗

右徳院殿御代家内の所ヶ丸

但し押し去り甲第弁者之者

一 出雲国之 三十八万石　　太内所
　　従四位下侍従　　松平出羽守宗衍
　　市三郎

禰打之傘打揚獨足之者被令仕候ヶ丸寺之者共
武田信之新仕候ヶ丸寺之者共　　第弁者之者

一 播磨 姫路城之 三十六万石　　太内所
　　従四位下侍従　　松平大和守第知
　　市三郎三十六宗

禰打之傘打揚獨足之者被令仕候ヶ丸寺之者共
武田信之新仕候ヶ丸寺之者共　　第弁者之者

一 播磨 明石城之 三万石　　太内所
　　従四位下　　松平九之宗仕之祝
　　市三郎　　四位之者院参帝御之方

一 出雲新田 廣瀬城之 三万石　　太内所
　　従四位下　　松平左門之房
　　市三郎三十宗

禰子　　太内所 徳川御代之者共被令仕候ヶ丸寺
　　太内所　　松平多一郎

一 右門 三万石　　太内所
　　従四位下　　松平忠房之忠矢
　　市三郎五十九宗

禰子　　右門
　　松平彦母

たり所

一 [illegible]

たり所

[illegible]

たり所

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

去ル

一 鍋島淡路守殿家来大島伊八郎右衛門と云者の内被
罪人四拾五人 元和九癸亥歟 寛永十九癸卯歟 伊
豫守殿家来 内藤清右衛門 従淡路守殿 教之助殿
ゟ大坂ゟ出船し 豊後の国佐賀関 ゟ元和歟 伊予国中島 十郎右衛門
鍋島内匠頭殿 元和九癸亥歟 此大島伊八郎 鍋島内匠頭殿
十万石を離れ 小の浦を海へ福井と号し
大島伊八郎 鍋島内匠頭殿 光茂と号し大島の家を相続

ゟ之後親子共ゟ中国を立て 当の外風説ゟ
相違と云事なりと云 内藤の嫡孫を博相続し
宗教殿ゟ 光茂ゟ出府 光茂ゟ家に分出
光茂ゟ実ゟ 内藤ゟ 分出 光茂ゟ
之光茂ゟ 内藤ゟ 光茂ゟ
博ゟ 光茂ゟ 光茂ゟ
内藤ゟ 光茂ゟ 光茂ゟ
光茂ゟ 内藤ゟ 光茂ゟ
光茂ゟ 内藤ゟ 光茂ゟ
光茂ゟ 内藤

[illegible]中の光仁公の御子[illegible]
[illegible]代の御[illegible]
[illegible]代の御[illegible]
[illegible]
[illegible]

言の内六百石を減じて旧性に復し三男を[illegible]家
相続し越後守と称し[illegible]と称し相模守と称し早世し旧性に
復し宮内少輔と称し[illegible]と称し相模守高
[illegible]と称し[illegible]と称し[illegible]と称し[illegible]

紀氏家の居添之

一　たりず

一　たりず

一　たりず

一　たりず

一　上野国地形之　こうこうたり

一　従四位下行侍従　たりず

一　従四位下行侍従　たりず

一　水戸家し橋添之

一　従四位下行侍従　たりず

一　奥羽家山形之　こうこうたり

一　従四位下行侍従　たりず

一　従四位下行侍従　たりず

一　従四位下行侍従　たりず

水戸部ノ庄源之

太刀鑄打之傘打揚第兩鎬黑造之武田流と称し六尺棍
長巻し仕候を云し　　　

三万石を減じ弐十万石となし出羽の山形の城へ移り正保
元年より三万石加増し奥羽会津へ移され寛文九年信濃
と新合せ三万石を減じ弐万石を東海道に移され延享
弐年正月信濃守忠恭卿中務大輔に任ず十二月
十八日逝去 法名 法林寺殿 忠恭卿は後に忠倚と改名
士の門弟数多紀伊守を頼とす源氏物語を深く学び
行も世に稀なる学問文加賀 郡山藩
と称せらるる人
○ 郡山藩
一 加賀 郡山藩 二万二千石 大広間下之部
十万石 松平加賀守吉徳 家系四家

正四位下宰相 菅原氏 北野社家
清麿中納言 松麿 天保 常憲院様御妾 実八尾法中納言
綱紀公の母堂 先年逝去
御子 [illegible] 出羽守 出羽守 [illegible]
[illegible]
金沢城 [illegible] 金箱 [illegible] 弐千 先年 [illegible]
巳中より [illegible] 奴 [illegible] 人 [illegible]
他に [illegible] 十万石 大広間下之部
病 正四位下侍従 門 [illegible] 家 [illegible]
士 [illegible]

一　奥羽仙台藩　三万石　外ニ陪臣　みの之家

従四位下　伊達兵部大輔

今般被為仰付候　版籍奉還之命　謹而拝承仕候

尤三家門　諸侯ハ先被為仰付候　筆舌尚

難尽　仕合奉存候

仙台藩中ハ利根無之藩　当上様市長女実ハ紀伊中

納言家茂卿之長女之

一　薩摩大隅弐ケ国　外ニ陪臣　島津

右同断

従四位下　松平大隅守藤原

南三万四千石

右ニ付

松平法奥守宗村

南三万五千石

大名ニ付

右ニ付

従四位下　伊達兵部大輔

南三万七千八百石

仙台　伊達中ハ　竹腰兵部　常憲院様市長女実ニ

清宗ニ大納言様ニ是ハ長女ニ　光院殿仙台侯之室ニ

ハ　伊入樂ニ

右ニ付　引戸御紋付

筆舌尚難尽　竹腰兵部　麻布ニ　三万石　大小

名

右ニ付

従四位下　島津右京亮

南三万七千石

右ニ付

松平安房守

南三万七千石

一　安房国　三万石　内ニ飛地　内ニ

右ニ付

従四位下　伊達

右ニ付

松平安房守藤原

南三万七千石

従四位下左少将　源姓　松浦氏

右刀禄打之傘門戸徳置所庭鞍置之茶屋有之候
共仕法之儀不詳訳之儀ハ元禄御の巻ニ有之
候ハ文仕法ニ付て押立て之ハ右刀禄の巻ニ有之

婦子　　右同断　門　江戸市宗恒　南北七百石

一　同情伯者守儀　三万三千石余

従四位下侍従　源姓　松浦氏

右刀禄打之傘打揚徳置所庭鞍置之茶屋有之候
と相し茶屋有之と相し候共仕法ニ付ハ

右同断　松平大炊頭綱政　南北四千四百石

一　酒井雅楽頭　三万三千石余

従四位下侍従　源姓　松浦氏

右刀禄打之傘打揚徳置所庭鞍置之茶屋有之
と相し茶屋有之と相し仕法ニ付ハ

婦子　　右同断　松平保三大炊頭宗政　南北六百石

一　同酒井左衛門尉　三万九千石余

従四位下侍従　大江姓　松浦氏　毛利

右刀禄打之傘打揚徳置所庭鞍置之茶屋有之候ハ今度之儀ニ

右同断　松平大隅守定常　南北八百石

金子屋清兵衛殿ニ[illegible]
ハ[illegible]
と天鵞絨袋ニ入[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

従四位下 侍従 源姓 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之代ニ[illegible]
の時先之[illegible]
き武[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
例[illegible]
[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

従四位下行侍従　藤原朝臣　武湯浦

禄打之金一戸金弐両　庄屋勘兵衛

先祖勤し功ゟ双〻と打し見受仕候ゟ

亡父後入市ゟ後入り歳ゟ

阿波法師二ケ也　弐百七拾九両

従四位下行侍従　源朝臣　和氏勝須賀

禄打之金一戸金弐両　乃ち武州先と双〻と打し仕候

ゟ之　遠本ゟの親の乃ち也ハ先祖勝須賀遠庄兵衛

此儀遠本様と御て也　城し遠本様の御後ゟ

かゝり也ゟ様と乃ち此形ゟ之也

大庄屋杉本

杉本河内守宗法

当丑五歳

一

又一説ゟ也ハ山〻の岩屋ゟ明地を表ゟ之

紀伊国也　弐百四拾四万石ゟ之

従四位下侍従　源朝臣

大庄屋

細川越中守宗孝

当丑八歳

一

伝ル藤打之金一戸金弐両　庄屋勘兵衛ゟ乃ち武州先ゟ

と打し也ハ後仕し先也ハ後之仕乃ち也ゟ第弐両打

し様ゟ朱清し様ゟ分　弐両ハ銀ゟ切ゟ也ゟ人大小と

打分之

大庄屋

杉本左仕ち老爽

当丑三十七歳

一

土佐国　弐十四万石ゟ之

従四位下侍従　源朝臣　和氏山内

禄打之金一戸金弐両　先ゟ乃ち〻と打し仕候

[illegible]

婦子

一 秋田之 三十万石余八百石余

従四位下行侍従 源朝臣

右同断 [illegible] 武士 侍従し 先ヲ双ヲ [illegible] 侍従八張之

六人従入布子 [illegible]

一 伊賀守之 三十万石余九百余石

従四位下行侍従 藤原朝臣

右同断 [illegible] 武士 先侍従 [illegible] 次ヲ [illegible]

[illegible] 伊賀守之 [illegible] 九百石 余一石一斗 [illegible] 内 [illegible]

伊賀守侍従下 [illegible] 十八万石 [illegible] 城内 [illegible] 万石 [illegible]

[illegible] 城代 [illegible] 伊賀守侍従 [illegible]

門 [illegible]

大炊頭 [illegible]

[illegible] 家老

[illegible]

右同断

友雲 和泉守 [illegible]

[illegible] 家老

一 [illegible] 三十万石

従四位下侍従 源朝臣

右同断 [illegible] 武士 [illegible] 侍従 [illegible] 家老

[illegible] 家老

[illegible] 次ヲ [illegible]

[illegible] 次ヲ [illegible]

[illegible] 次ヲ [illegible]

右同断

[illegible] 家老

一 [illegible] 三十万石

従四位下侍従 源朝臣

右同断 [illegible] 武士 [illegible] 侍従

[illegible] 家老

[illegible] 侍従 [illegible] 次ヲ [illegible]

[illegible] 侍従 [illegible] 次ヲ [illegible]

[illegible] 侍従 [illegible] 次ヲ [illegible]

右同断

[illegible] 家老

一 [illegible] 三十万石

従四位下侍従 源朝臣

右同断 [illegible] 武士 [illegible] 侍従

父英法ヲ 常憲院様御代御例ニ [illegible] 上

玉村し列あり

右万護打之傘折揚陽是ハ南庭後舞殿ニ立て所ニ郡郷

之打し法ハ之ニ

婦子　　從四位下

一　十月福井ヨリ打年出ヨリ郡令郡郷南村玉村

郡之郡ハ心内郡ハ十列ニ之先皆之時之柳

沢ハ郡郡ヨリハ元郡ニ立ニ古ヨリの玉村と唱ヘ郡ヨリ

郡法郡郷の列ニ入ル　清和前知事　藏人法後法

ち知○九郡武蔵知法定ニ玉村ハ郡令ハ郡本令ハ於一

玉ニ郡ヨリて代ニ号と別庭ニて玉村と郡之

（山城国葵祭之時）

門　葵法ヨリ第祠

（当天十九年）

○唯玉之

一　（伊豫）宇和郡城之　三十万石

大庭ヨリ郡之方

伊達大隅守材隆

（当天十一年）

是黄つ改宗の婦郡之　從四位下侍従　庭系姓

護打之傘折揚陽是ハ南庭ニ立ハ郡郷之　平四ハ引戸家

郡之郡ヨリ法之打し是ハ法ヨリ之

（筑後）

一　柳川城之　三十三万九千百四十七石　　古ヨリ帝

從四位下侍従　　之新発ヨリ貞徳

（当天十六年）

袋入之傘ヨリ武郡之双ヘと打し是ハ法ヨリ之

四月ニ　仁年　此後ハ法ヨリ之ニ

筑後一国三十二万石と称ス　昔日本之新大帝吉野ニ封之之後

郡郡後之後ヨリ地十四万石ヨリ　十郡万石ハ之

地郡し他ニ柳川ヨリ之ニ　郡郡ヨリ

之ニ法ハ郡地方変護し郡之

婦子　大口藩　従六位下　柳川藩　立花丹後守貞則　当主十八歳

一　奥表　二千石　松浦壱岐守　三十万七百石　従四位下　唐津藩　水野忠邦　三万石　当主四十二歳

貸人金拾万両ハ武州忍藩ニ双へ之ハ松浦壱岐ハ文政四年ニ　任官以後之新造之

婦子　大口藩　従六位下　門　高槻藩　三万石　当主十七歳

大名家ハ世利甲斐ハ紀州家ハ世利ハ元禄ハ紀州ハ一家ハ家ハ世利ハ

元禄元年紀州初代ハ元禄ハ門名譜代ハ元禄ハ屋敷　先祖之

名ハ紀州ハ紀州ハ家ハ

古へハ多くハ家ハ　会家ハ　又ハ　二人の

門之元ハ家ハ　家ハ紀州ハ　家ハ門ハ柳川

万治元年紀州の列ハ　万治元年紀州の列ハ　万治元年　任官以後大名家

列ハ紀州ハ　又一ハ家ハ　紀州の列ハ　家ハ

一　若狭ハ一家ハ　三十四万三千石　屋敷　酒井源太夫忠用　当主六歳

一　志摩ハ一家ハ　三万三百石　従六位下　大口藩　稲垣摂津守昭賢　当主八十七歳

一　志摩ハ一家ハ　三万三百石　従六位下　柳川藩　松浦肥前守誠信　当主八歳

古へハ世利甲斐ハ紀州ハ

○　皮肉教授ハ

一　ハ多くハ人の婦子ハ元禄元年紀州藩之紀州藩之婦子ハ

任官之ハ多くハ紀州ハ　武ハ右ハ　元年紀州

多くハ今ハ　紀州藩之婦子ハ紀州藩

ても婦人を伝法に仕し法師家に先敷写例
なり
但杉本かなうち婦人の八初度ニ口伝下ゲ伝陸奥義
慶杉本お接ち杉本ニ敷上補而後し婦人の八初度
伝法に仕し先杉本下伝ち婦人八初度伝法に
敷し亦杉本の婦人ともに口伝に敷し
和田杉本ニ敷し義に伝法無家の家に
ち家をお接ち人に第父ち人に第を出家
杉原に面伝ち出ル伝法八ハに伝法に口
家を伝し以後伝法に第を伝ち杉本伝法家
父文ニ代かの先祖ちに人に南和家ち入伝し
家をお接ち九家業伝先に敷写人に八光中獄
に伝法ニ口伝を伝し伝法に第を出ちに
出ちち人に家ち口家に家業以後ニ代の伝
下家進し義府の義伝法に第を伝ち例に
○門一家に敷し家に但毛房ちに出ち例
杉本かなうち　杉本ニ敷上補　杉本法華ち　杉本大源ち
杉本安慶ち　杉本大蛭氏　杉本お接ち　杉本大振寺
杉本龍かち　杉本丹後ち　杉本伝法ち　杉本甲斐ち
上杉氏敷上補　杉本紀伊ち　杉本出羽ち

古元服かゝる義ハ 御家 御一字及府号 御家と
御称号 仕候し

一 御一字号

一 御称号 計 号 知る

細川 細中ち
松平 古 ち

○ 先祝ハ 御称号 御一字 ハ 家
仕 仕 古 家 定 原 和 家 ち 家 計 ち

一 御称号 号 し 家 ハ 御一字 号 ハ 此 ハ 家 ハ
ハ 之 又 ハ 家 及 ハ 仕 家 も 号 し
源 浦 源 浦 称 家 吳 田 ハ 御称号 御 ハ 家 し
内 ハ 月 氏 ハ 用 ち 号 し

一 武 の 嫡子 初 の 内 部 ハ 分 家 家 の 列 之 ハ 編 家 嫡 ハ 伝
ち 元 ハ ち 松平 武 源 ち 家 ハ 初 ハ 分 ち も 大 ち 伝 定
下 家 の 上 ハ 所 ち ち

一 武 ち ち 人 ハ 初 教 ハ 家 し 後 ハ 此 ち 伝 定 ハ 初
屋 伝 ち 内 教 ハ 伝 家 者 後 一 ち 親 の 上 家 ハ 羅 ち 伝 身
古 武 ち ち 内 ち も 伝 定 ち 大 拙 古 定 ハ 部 屋 伝 ち 教 家
家 者 ち 後 家 ハ ち 伝 伝 ち 羅 ち 伝 ち ハ 部 家 ハ の 嫡 商
ち ち 古 沢 元 御 代 名 の 附 古 御 ち 初 ち 武 ハ 三 家 の 内 門
ち も 松 屋 平 ち し こ 御 ち と ハ ち も 大 屋 ち 列 元 ち
ち ち 計 ち ち ハ 武 家 ち 元 ち ち 元 ち ち 屋 内 城 の 元 上 後 の 元

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

杉本[illegible]

杉本[illegible]

杉本[

一 内藤代ニ唐ヘ使ヒ罷ル　但外ニ使ヒ罷ル年老又ハ
さたに使ヒ罷ル罪人
一 五位　但外ニ百石以上取ル輩
[illegible]　[illegible]　小姓ノ輩
内例ル　内藤ノ長年寄　大内蔵
内出張番　内小性組番頭　甲斐守小笠原
大内目付　町奉行　内郡代
内作事奉行　内普請奉行　小笠原
西丸内藤ノ長　京都町奉行　榊原式部
法皇御所　御代官　百万石
泉州堺奉行

奈良奉行　駿河内藤
紀州奉行　[illegible]奉行　久能奉行
内小性組番頭　大坂奉行　日光奉行
一 御家人ニ家来ヲ召抱ル　但外組ニ内ヲ家ニハ六
七人目水戸ハ少シ加賀ハ四人　大名縁故ノ者人
○ 布衣ノ　但外ニ
小普請支配　新内番頭　内寺院番
中奥内小姓　内小納戸　内小性組　与頭
内徒奉行　百人組頭　内旗奉行
内先手　内鉄砲内用　内鉄砲内用定火消役

西九
書の事
定之消
内奇遇
内秋子
内物四郎
伊豆守
藤河内
林内記
清水屋の用人

内女九の所ちがい　二九の所ちがい
内用付　内使
小十人衆　内徒衆
内屋敷の用人　月光院様の用人
奥の太夫様　方々様方の御家来
二條の城番　浦賀奉行
藤河内守　大坂の秋子
竹腰長様の用人　江戸表へ
吉田様の用人

上使之儀并

一清水家の家来に上使者中より申し聞かせ
候趣申し聞せ　御礼申　伊勢の奇遇
者に候の趣申上　清水家に付
一水野大炊頭殿に付　上使右の所へ下され
殿下奇遇の御礼　御礼申　伊勢の奇遇
竹八郎　右の通御礼　伊勢の奇遇
上使右の所へ御礼　上使右の所へ
之門の所へ御礼　御礼申　清水中
下奇遇の御礼　御礼申　清水中

[illegible]六月[illegible]中完[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 百石以上役金之儀ハ中間つ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]中間ハ[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible] 御名代評定所おゝせ付候 此度之儀ハ 御名代
[illegible] 御中上げ仕候 仕方例之

一 御名代中[illegible]仕候間 [illegible] 利[illegible]
上方江参ル 御名代之評定所おゝせ付候 [illegible]
[illegible]

一 西九州[illegible]方江[illegible]
御[illegible] 御名代 上使おゝせ付 [illegible] 西九一
[illegible]

一 大州[illegible] 当時[illegible]
州城[illegible]

中[illegible] 城[illegible] 御城[illegible]

[illegible]

一 京都不可代 禁裏[illegible]
一 武[illegible]用 [illegible] 丹波播[illegible]
[illegible]
是[illegible]
[illegible]
次[illegible]

一 [illegible]

従日[illegible] 御[illegible]

右ハ後名ハ[illegible]　山城内[illegible]上[illegible]
御名代[illegible]　[illegible]山[illegible]
[illegible]　常憲院様御側用
人[illegible]　[illegible]御[illegible]
[illegible]　御中一同[illegible]　御[illegible]
遠[illegible]享保十四[illegible]七月十一日[illegible]中[illegible]　[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]御側用人　[illegible]
[illegible]代[illegible]年[illegible]　常憲院様

一　大坂山城代[illegible]数[illegible]
引[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]山[illegible]
[illegible]

一　西丸御側用人
常陸
下総[illegible]
[illegible]御[illegible]
松[illegible]中[illegible]

一　[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

古法を信ずるものは之を[illegible]ち私に考えるを要ハ拙者しかるに
[illegible]ども　信仰者の考ハ元来法華経を[illegible]ものの信
之物をし而して　信仰者を毎月毎年と兼行し例之

一　西丸美の者古川美しものの用物をえ

○　ものを[illegible]し[illegible]

一、大ものを書　　二、ものを[illegible]者　　三、ものを[illegible]者

四、新ものを書　　五、小十人者

○　門組[illegible]し[illegible]

一、ものを小性組　ものを[illegible]者　組[illegible]　二、新ものを書組[illegible]　三、大ものを書組[illegible]

四、小十人組[illegible]

組者ものを者組[illegible]新者組[illegible]大ものを者組[illegible]し婦子者ものを者ものを
入小十人組[illegible]しかるハ小十人ものを者入ハ信仰し

○　門組[illegible]し[illegible]

一、ものを小性組　ものを[illegible]　二、ものを[illegible]者　三、新ものを者

一　大ものを者　　五、小十人

古者者し而[illegible]之方一完[illegible]体者方完文八○二月ハ信
仰新者小十人も門十二月○二月[illegible]を組ハ　信仰[illegible]を
[illegible]大ものを者元来西丸組[illegible]者　大御[illegible]者　入ハ
法[illegible]ものを者不ハものを[illegible]者ハ　大ものを書ハ二丸[illegible]者
者者[illegible]し門[illegible]　御下屋敷し[illegible]ハ御ハ大ものを門[illegible]

但し南方ハ内郡大川南ハ印郡ニ接し大概如此

也且天正年ニ不及

一 川之御南北川組中之力川人民 諸河之事ニ 行届ニ

組て毎年九月交代之上川筋之地形川南北 金銀授渡

諸二ツ木村組取扱組帯刀組十枚て七年世降九

川国之人 行届し

一 諸河ノ書ハ万石以上之人 是ハ世上ノ大名方之事 大名方之事 万石以上之 拾万石以下 者合ノ人 行届ノ地形ノ

行届ノ地形之 ノ者ノ者 是又毎年九月ノ交代之組ノ者ハ諸郡ノ

役者ノ所ニ 大川南 少領 ニ 組 ノ者 ノ者 ノ者

大坂 未 巳	大坂 辰 戌	大坂 午 子	大坂 卯 丑
二條 辰 戌	二條 未 巳	二條 卯 丑	二條 午 子
		桑名藩より正定用	加賀大和守殿
		郡川之殿少輔	井上主殿頭殿
		松平主殿頭	松平主殿頭
		堀田出羽守殿	水野和泉守殿

一 二條之面先面江戸發ス

一 門組中發ス

二月二日

二月三日 二月 六日 六日

一 改面江發ス

二月七日 各座中十組

山形屋藤吉之人口坊主弟人口一人ト長崎ニ八ツ

月之座物江戸發ス

一 二條先面江彼地交代

二月十四日

一 門組中交代

二月十六日 十七日

十八日

一 改面交代

二月十九日

大坂御交代ニ而門番之人口坂中筋御番所

交代ス

一大坂表ニ而先番ハ江戸表ニ
一江戸中表ニ　七月廿二日　但大ノ月ハ廿四日ニ
　　七月廿四日　廿六日　廿七日
　　廿八日
一江戸表ニ
一大坂表ニ而御地交代
　　七月廿八日　各在中十二御
　　八月七日
　　御年寄衆内ヶ月ニ廿人宛出来遣ル間
　　御勘弥ハ交代ニ附長ク先ニ而御地表ニ
一江戸御帯交代
　　八月八日　九日　十日　十一日
一江戸表交代
　　八月十一日
　　大ニ交代ニ成ル二條ニ而代リ目ニ
一二條大坂ニ而ハ御地表ニ在ル
　　高氏　金表　附役　高橋　御地氏　御地表　附役二　御中ニ而張ル十枚
　　ハ高氏婦ル大ニ用ル
一大坂加番　百人ハ八月交代ス　但分
　　但ハ百人ニ三人宛ニ而ハ三人宛ニ成ル
　　御ル
一長崎ニ御地交代ハ長崎ニ御地表ニ在ル
　　先規ニ而ハ御ル長崎ニ在ル表附役ニ成ル
　　御ル長ハ三百人ニ而ハ大方十分一ル
　　ハ長ル御ル表御地ニ一張ニ而ル

一　三番目　七月十四日　一　二番目　同十六日

一　三番目　同十七日　一　四番目　同十八日

一　大坂かち

一　三番代り八月三日　一　二番代り同四日

一　三番代り同　六日　一　四番代り同　六日

大交代し相成

一　大坂四御門かち少屋敷

山宮　大手し少屋敷　中尾　ちゑ屋　原本坂

一　大坂四門外ハ四使者ゟ三人ゟ書し内ゟ三人

行列御使者ゟ書し内ゟ代り〳〵ゟ紙ゟ書かゝ和

世上ゟ　上方四門外ゟ帰人毎ゟ三月六日ゟ組地交代

一　禁書中西方ゟ書ハ使　ゟ概　書　組下　長山

四ヶ所ゟ詰人ゟ組合ゟ府内ゟ　行列ゟ御使

人ゟ場所ゟ重組し取ゟ中ゟ家ゟ付

身分ゟ書ゟ是ハ去冬一度ゟ出ル

禁書ゟ所の乃ち中ゟ書ゟ之ゟ武家幕ゟ渡地ゟ相成し

此出用ゟ代人数ゟハ十万ゟ以上十万ゟ以上ゟ代人数ゟ七八

万ゟハ八万ゟ中ゟ代人何ゟ中ゟハ代ゟ相成ゟ

人ハ家ゟ家ゟ次第ゟ代用ゟ年行組合十万ゟ和使人

数ゟ相成ゟ日ゟ代ゟハ者ゟ帰ゟ不渡ゟ家ゟ

一

一

二條御城ハ京都ニ在之

南

北
南